

## 令和8年第5回半田市議会定例会 会期日程（案）

| 目次 | 月     | 日 | 曜日 | 会 議          | 開議時刻    | 摘 要                                                                         |
|----|-------|---|----|--------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 8月27日 | 木 |    | 本会議          | 9:30    | 開会<br>会議録署名議員の指名について<br>諸報告について<br>会期の決定について<br>議案（決算議案を除く）上程<br>市政に関する一般質問 |
| 2  | 8月28日 | 金 |    | 本会議<br>(委員会) | 9:30    | 市政に関する一般質問<br>議案（決算議案を除く）の質疑、委員会付託<br>予算委員会（分科会送付）                          |
| 3  | 8月29日 | 土 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 4  | 8月30日 | 日 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 5  | 8月31日 | 月 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 6  | 9月1日  | 火 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 7  | 9月2日  | 水 |    | (委員会・分科会)    | (9:30)  | 9:30～総務、13:30～文教厚生                                                          |
| 8  | 9月3日  | 木 |    | (委員会・分科会)    | (9:30)  | 9:30～建設産業、13:30～予算委員会（採決）<br>〔討論通告締切 午後4時〕                                  |
| 9  | 9月4日  | 金 |    | (議 運)        | (10:00) |                                                                             |
| 10 | 9月5日  | 土 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 11 | 9月6日  | 日 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 12 | 9月7日  | 月 |    | 本会議<br>(委員会) | 9:30    | 委員長報告、質疑、討論、採決<br>決算議案の上程、質疑、委員会付託<br>決算委員会（分科会送付）                          |
| 13 | 9月8日  | 火 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：総務〕                                                                   |
| 14 | 9月9日  | 水 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：文教厚生〕                                                                 |
| 15 | 9月10日 | 木 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：建設産業〕                                                                 |
| 16 | 9月11日 | 金 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：総務〕                                                                   |
| 17 | 9月12日 | 土 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 18 | 9月13日 | 日 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 19 | 9月14日 | 月 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：文教厚生〕                                                                 |
| 20 | 9月15日 | 火 |    | (委員会)        | (9:30)  | 〔事業評価：建設産業〕                                                                 |
| 21 | 9月16日 | 水 |    | (分科会)        | (9:30)  | 〔決算審査：9:30～総務 13:30～文教厚生〕                                                   |
| 22 | 9月17日 | 木 |    | (分科会)        | (9:30)  | 〔決算審査：9:30～建設産業〕                                                            |
| 23 | 9月18日 | 金 |    | (委員会)        | (13:30) | 〔午前：長寿訪問〕 13:30～決算委員会（総括質疑・採決）                                              |
| 24 | 9月19日 | 土 |    | 休 会          |         | アジア競技大会期間                                                                   |
| ～  | ～     |   |    |              |         |                                                                             |
| 37 | 10月2日 | 金 |    | 休 会          |         | 〔討論通告締切 午後4時〕                                                               |
| 38 | 10月3日 | 土 |    | 休 会          |         |                                                                             |
| 39 | 10月4日 | 日 |    | 休 会          |         | アジア競技大会期間                                                                   |
| 40 | 10月5日 | 月 |    | (議 運)        | (9:30)  |                                                                             |
| 41 | 10月6日 | 火 |    | 本会議          | 9:30    | 討論、採決、閉会                                                                    |

一般質問通告予約期間

8月12日（水）午前9時～14日（金）午後4時

一般質問通告期間

8月17日（月）午前9時～午後3時

ヒアリング

8月18日（火）・19日（水）

議会運営委員会（告示日）

8月20日（木）午前10時00分

全員協議会（議案関係）

8月20日（木）午後1時30分

質問項目修正等期限

8月20日（木）午後3時00分

議会運営委員会

9月 4日（金）午前10時00分

委員長連絡会議（事業評価）

9月17日（木）午後1時30分

議会運営委員会（最終日2日前）

10月5日（月）午前10時00分

全員協議会（議案以外）

10月5日（月）午後1時30分

議員総会（事業評価）

10月5日（月）全員協議会終了後

※市長は決算審査の総括（9月18日（金））に出席する。

※副市長は決算審査の日程すべてに出席する。

※各常任委員会で事業評価を実施する。

# 令和 8 年第 5 回半田市議会定例会 付議事件

|    |       | 令和 年 月 日 ( )                           | 午前 時 分       | 開会       |  |
|----|-------|----------------------------------------|--------------|----------|--|
| 日程 | 議案番号  | 議 案 題 名                                | 付 託<br>委員会   | 審議<br>結果 |  |
| 1  |       | 会議録署名議員の指名について                         |              |          |  |
| 2  |       | 諸報告について                                |              |          |  |
| 3  |       | 会期の決定について                              |              |          |  |
| 4  | 報告 15 | 専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定） |              |          |  |
| 5  | 報告 16 | 専決処分の報告について（道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定） |              |          |  |
| 6  | 報告 17 | 令和 7 年度半田市決算に係る健全化判断比率について             |              |          |  |
| 7  | 報告 18 | 令和 7 年度半田市公営企業決算に係る資金不足比率について          |              |          |  |
| 8  | 報告 19 | 令和 7 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計継続費の精算報告について |              |          |  |
| 9  | 報告 20 | 知多南部卸売市場株式会社の経営状況について                  |              |          |  |
| 10 | 報告 21 | 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の経営状況について            |              |          |  |
| 11 | 5 2   | 令和 8 年度半田市一般会計補正予算第 4 号                | 予算<br>(各分科会) |          |  |
| 12 | 5 3   | 令和 8 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号        | 予算<br>(文教厚生) |          |  |
| 13 | 5 4   | 令和 8 年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 1 号          | 予算<br>(文教厚生) |          |  |
| 14 | 5 5   | 令和 8 年度半田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号       | 予算<br>(文教厚生) |          |  |
| 15 | 5 6   | 半田市立認定こども園条例等の一部改正について                 | 文教厚生         |          |  |
| 16 | 5 7   | 半田市ふるさと景観条例の一部改正について                   | 建設産業         |          |  |
| 17 | 5 8   | 半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について      | 建設産業         |          |  |
| 18 | 5 9   | 半田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について      | 総務           |          |  |

|    |     |                                     |              |  |
|----|-----|-------------------------------------|--------------|--|
| 19 | 60  | 半田市知多半田駅前再開発ビル駐車場の指定管理者の指定について      | 建設産業         |  |
| 20 | 61  | アイプラザ半田の指定管理者の指定について                | 建設産業         |  |
| 21 | 62  | 半田空の科学館・半田市体育館の指定管理者の指定について         | 文教厚生         |  |
| 22 | 63  | 半田福祉ふれあいプールの指定管理者の指定について            | 文教厚生         |  |
| 23 | 64  | 青山記念武道館の指定管理者の指定について                | 文教厚生         |  |
| 24 | 65  | 半田市成岩地区総合型地域スポーツクラブハウスの指定管理者の指定について | 文教厚生         |  |
| 25 | 66  | 令和7年度半田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について       | 建設産業         |  |
| 26 | 67  | 令和7年度半田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について      | 建設産業         |  |
| 27 | 68  | 半田市教育委員会の委員の任命について                  |              |  |
| 28 | 69  | 半田市監査委員の選任について                      |              |  |
| 29 | 認定1 | 令和7年度半田市一般会計等歳入歳出決算の認定について          | 決算<br>(各分科会) |  |
| 30 | 認定2 | 令和7年度半田市水道事業会計決算の認定について             | 決算<br>(建設産業) |  |
| 31 | 認定3 | 令和7年度半田市下水道事業会計決算の認定について            | 決算<br>(建設産業) |  |

資料 3 - 1

「固定資産税誤徴収に関する陳情書」

令和 8 年 5 月 9 日

半田市議会議員 石川 英之 様

住所  
氏名

私は、半田市内に所在する自宅土地および家屋について ( )、長年にわたり固定資産税を納付してまいりましたが、このたび当該資産に係る固定資産税の課税に重大な誤りがあり、少なくとも三十八年間にわたり過大な税額を徴収されていたことが判明いたしました。

令和八年二月頃、固定資産税の内容を確認したところ、評価・課税の方法に疑義を抱き同年月に半田市役所税務担当課に相談したところ、担当職員より、固定資産税の算定に誤りがあり、過大な課税がおこなわれてきた事実を認める説明がありました。(後日、担当者二人で家屋を調査済み)

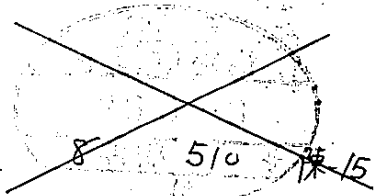
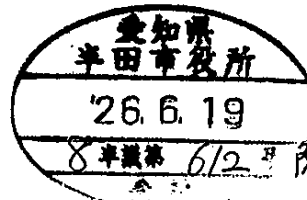
しかしながら、その後の市側の説明では還付について裁判例等を踏まえ「二十年分まで」など一定期間に限るとの方針が示され三十八年間に及ぶ誤徴収の全体に対して十分な救済がされない見通しであるとされています。

この点について、私は次のような問題があると考えます。

一 誤った課税の原因は、市の評価・事務処理上の誤りにあり、納税者側には落ち度はないにもかかわらず、その結果として長時間にわたり多額の不利益を被っていること。

一 仮に法令上、還付できる期間に制限があるとしても、市自らの誤りに起因する長期の誤徴収について、形式的な時効のみを理由として十分な救済を行わないことは、市民の感覚からみて著しく不公平であり、市政への信頼を損なうおそれがあること。

私自身、高齢となり、医療費をはじめとする生活費の負担が増している中で、長年にわたる誤徴収が明らかになったことは、精神的にも経済的にも大きな打撃となっています。本来であれば老後の備えとして使えたはずの資金が、誤った課税により失われた事実を踏まえると、このまま十分な救済がなされないことは到底納得できません。



つきましては、半田市議会におかれまして、下記の事項についてご対応いただきたく、ここに陳情いたします。

## 記

一 本件固定資産税誤徴収の経緯および原因について調査を行い、その結果を文書にて当事者に説明するとともに、市民に対しても適切な情報提供を行っていただきたいこと。

一 還付できる期間を二十年に限定するとの市の方針について、関係法令および裁判例の検討を行った上で、その妥当性を再検証し、可能な限り長期間にわたる還付および救済が行えるように見直しを図っていただきたいこと。

一 仮に法令上、三十八年分全額の還付が困難であるとしても、市として独自に、残余期間分について救済処置（例として、今後の固定資産税の減免、分納された額の一部相当の補填など）の実施を検討し誠意ある対応をしていただきたいこと。

一 今回の事案を踏まえ、固定資産税の評価および課税事務の点検・見直しを行い、同様の誤徴収が再び生じないように、具体的な再発防止策を講じていただきたいこと。

一 税務課課長、担当者（二人）より「対象となる土地・建物についての図面があれば、その範囲で還付対象になる」との趣旨の発言もありました。（3月中旬）あいまいな説明がされており、基準や手続きが明確でないことは納税者に対して不必要な混乱と不安をあたえていること。

一 市側は、長期の誤徴収を棚に上げて、申し立てることをしないこと（四月の届く固定資産税・都市計画税納税通知書を確認しない納税者が悪いという）趣旨の発言もありました。税の基本となる書類を確認しましたが内容は酷いものであること。（手書き、玄関の記載はあるが間取りが相違、図面なし）

平成十八年、二十年頃、息子（XXXXXXXXXX）が同土地に新築のため、土地・家屋について何度も税務課に相談、確認を行っていること。土地・家屋について相談しているが誤徴収については担当者から指摘がないこと。その時に担当者が確認をしていれば、少なくとも三十八年間にわたり過大な税額を徴収されることが防げたこと。

以上

令和8年4月7日

半田市総務部税務課

土地の固定資産税等の誤りにつき謝罪と還付のご説明について

平素は半田市市税行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

過日、現地を訪問した際に新築時の建築確認を拝見しまして、標記の件につき市の誤りであることが判明しました。誠に申し訳ありませんでした。

あらためて所有者である貴殿に対して謝罪及び還付についてのご説明に伺いたく、恐れ入りますがお時間を頂戴できればと存じます。

■様の携帯電話に幾度かお電話しましたが、お忙しいようなので文書にて失礼いたします。下記までお電話いただけますと幸いです。

なお、■様にも同様の文書を送付いたします。何卒、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

半田市総務部税務課家屋償却担当 ■

電話 0569-84-0621 (直通)

※開庁時間：9時～16時

[zeimu@city.handa.lg.jp](mailto:zeimu@city.handa.lg.jp)

令和 8 年 6 月 1 9 日

半田市議会 議長 澤田 勝 様

住所：

氏名：

電話：

【件名】

町内会における令和 8 年度役員選挙手続の不適正および市民協働課の不作為に関する調査と是正措置を求める陳情書

【陳情の趣旨】

令和 8 年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙において、

- ① 規約に反する選任手続
- ② 虚偽内容の掲示文書
- ③ 区長による説明義務の不履行
- ④ 市民協働課による相談対応の不適切および記録不作成

が確認されました。

これらは、地域自治の適正な運営および住民の権利保護の観点から看過できず、市議会において事実関係の調査と行政への是正措置を求めるものです。

【陳情の理由】

1 規約に反する役員選任

岩滑西町規約第 4 条は、役員定数を「4 名（± 1 名で 3 ～ 5 名）」と定めています。

しかし令和 8 年度は立候補者 6 名全員を当選とし、投票を実施しませんでした。

これは規約に明確に反し、住民の投票機会を奪う重大な問題です。

2 虚偽内容の掲示文書

令和 8 年 2 月 9 日付で掲示された文書には、

「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」

と記載されていましたが、実際には 6 名で定数超過でした。

虚偽内容の掲示により、住民が誤った情報を与えられた事実は重大です。

3 区長による説明義務の不履行

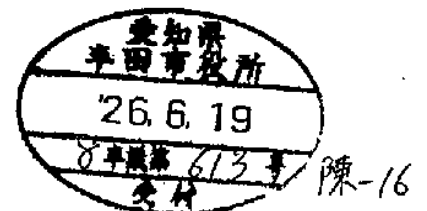
私が提出した説明要求書に対し、区長からは一切の回答がありませんでした。

住民からの正式な説明要求に応じないことは、選挙管理者としての責務を果たしていないものと考えます。

4 市民協働課の不適切な対応

市民協働課に相談したところ、「一般論のみ」「関与できない」として事実確認を行わず、

さらに「同趣旨の問い合わせには回答しない」と文書で回答されました。



5 情報公開請求に対する不自然な「文書不存在」回答

令和8年3月24日の相談に関する

- ・市民相談記録表
- ・内部検討文書
- ・区長とのやり取り記録

を情報公開請求したところ、

「公文書として作成していないため不存在」との回答でした。

しかし、住民相談への対応、区長への事情聴取、回答文書の作成が行われているにもかかわらず、記録が一切存在しないという回答は行政実務上極めて不自然であり、記録管理の適正性に重大な疑義があります。

【議会に求める事項】

- 1 岩滑西町地区役員選挙手続に関する事実調査
- 2 市民協働課の相談対応および記録管理の適正性に関する調査
- 3 市に対し、地域自治組織の選挙手続に関する適正な助言体制の整備を求めること
- 4 必要に応じて、関係者への説明要求および改善措置の検討

以上、地域自治の健全性確保のため、本陳情についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

尚、情報公開請求に対し「文書不存在」との回答があり、その理由について説明を求めています。現時点で回答はありません。

以上

【陳情書 添付資料一覧表】

陳情者：

件 名：岩滑西町における令和８年度役員選挙手続の不適正および  
市民協働課の不作为に関する調査と是正措置を求める陳情

下記の資料を陳情書に添付いたします。

---

【資料１】

令和８年２月９日付揭示文書（「立候補者が定数を超えなかったため  
選挙は行わない」と記載された文書）

【資料２】

令和８年度 選挙公示文書（定数「５名」と明記された文書）

【資料３】

岩滑西町規約（第４条：役員定数に関する規定）

【資料４】

区長宛て説明要求書（提出済・未回答）

【資料５】

市民協働課への「話し合いの場の設置依頼書」

【資料６】

市民協働課からの回答文書

それに対する市民協働課の回答文書（立会い拒否）

（「関与できない」「同趣旨の問い合わせには回答しない」等の記載）

【資料７】

情報公開請求に対する回答文書

（市民相談記録表・内部文書・区長とのやり取り記録が

「公文書として作成していないため不存在」とされた通知）

【資料８】

不存在理由の説明要求書（提出済）

---

以上

[資料1]

⑦

## 掲 示

掲示期限：令和8年2月28日

令和8年2月9日

半田一区区民 各位

半田一区区長 中島 隆

選挙管理委員長 森 幸典

令和8年度半田一区役員の選挙について

### 記

立候補者が定数を超えませんでしたので、全員当選とし、投票は行いません。

# 掲 示

12/20 区議会提出文書  
〔資料2〕

⑥

掲示期限：令和8年2月22日

令和8年2月1日

半田一区区民 各位

半田一区区長 中島 隆  
選挙管理委員長 森 幸典

令和8年度半田一区役員の選挙について（告示）

## 記

### 1 選挙

ア 立候補受付期間…2月1日（日）から2月7日（土）まで

イ 定数

a 区長、区長代理、副区長は、それぞれ1名 公民館長が抜けている。

b 町内会長は、各町内で1名

c 区議会議員は、新生町・宝来町・奥町9名、平井町7名、平和町8名、岩滑西町5名

※立候補者が定数を超えない場合は、全員当選とし、投票は行わない。

### 2 投票がある場合

ア 投票用紙各戸配付…2月10日（火）から2月19日（木）まで

イ 投票締切…2月19日（木）

ウ 開票…2月22日（日）修農公民館にて

※投票用紙への記入は、ボールペンかインクで行う。

### 3 立候補

ア 立候補する者は、半田一区既定の立候補届出書を立候補受付期間内に選挙権のある半田一区区民の推薦者名を添えて、選挙管理委員会に届け出る。なお、立候補届出書は、区長又は選挙管理委員長から受け取る。

イ 立候補者は、他の立候補者の推薦者となることはできない。

ウ 成人（18歳以上）の半田一区区民は、立候補者の推薦者となることができる。ただし、立候補者の同居人及び同居家族は、推薦者となることはできない。

エ 区長は、立候補受付期間内に、次年度の町内会長、区議会議員の候補者を選出推薦することができる。

オ 区長は、次年度の区長、区長代理、副区長の候補者を選出推薦することができる。

(区議会議員)

第4条

自治会「半田一区規約」第3条〈組織〉を順守する。

1. 区議会議員定数は、区3役(区長、区長代理、副区長)町内会長、監事、~~公民館長~~の役職者を含めて各町内戸数10戸に1名の割合で選出する。但し、町内の諸事情でその割合が維持できない場合は、区5役(区長、区長代理、副区長、会計、書記)および町内会長で協議し、区議会議員定数に対し、1名の変動を認めることとする。
2. 議員定数は各町内会の「世帯数÷10」を基本とし、小数点以下は、切り捨てとする。
3. 候補者が定数に満たない場合でも補欠選挙は行わない。欠員とする。
4. 1項のとおり、あらかじめ決められた区会議員の定数を変更してはならない。
5. 区議会議員の任期は1年とする。再選を妨げない。

(区5役)

第5条

自治会「半田一区規約」第3条〈組織〉を順守する。

1. 自治会「半田一区」は、効率的な運営のため、区長、区長代理、副区長、会計、書記、監事、監査役の職を設ける。  
区長、区長代理、副区長は、地域住民の直接選挙で選出する。  
会計と書記は、半田一区区議会議員から選出する。  
監事は、半田一区区議会の前年度区長、前々年度区長が務める。  
監査役は、半田一区区議会の前度区長が務める。
2. 半田一区区長の任期は、1年とする。  
区長代理、副区長の任期は、1年とする。再選をさまたげない。  
会計、書記の任期は、2年とする。再選をさまたげない。

(神明社氏子総代・観音会館総代)

第6条

1. 神明社氏子総代・観音会館総代は、神明社氏子総代代表・観音会館館長が人選をして任命する。再選をさまたげない。
2. 神明社氏子総代代表・観音会館館長は、任命した神明社新氏子総代・観音会館新役員氏名を速やかに半田一区区長に届け出をし、半田一区区議会の承認を受ければ足りる。あらためて半田一区区民による信任投票選挙は行わない。
3. 半田一区区長は、神明社新氏子総代・観音会館新役員を委嘱する。

説明要求書

半田一区選挙管理委員会 御中

私は、半田一区における令和8年度区議会議員選挙の手続きについて、選挙管理委員会が行った一連の対応に重大な疑義を抱いています。

また、区議会においても、「選挙管理委員会の報告事項なので、質問は受け付けない」との姿勢で、納得のいく説明がなされていません。

つきましては、下記の事項について文書にて明確な説明を求めます。

記

【1】立候補者数と選挙実施の判断について

2月1日付の選挙公示において、岩滑西町の議員定数を「5名」と明記したところに、立候補者が6名あった。にもかかわらず、「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」とした文書を掲示した。この文書は「虚偽」となるが、選挙管理委員会の見解を示されたい。

【2】岩滑西町の事情について

2月22日の選挙管理委員会で、「岩滑西町の事情を受け入れた」との趣旨の説明があったが、具体的に説明されたい。

【3】規約第4条との整合性について

規約第4条では、定数は「世帯数÷10（小数点以下切捨て）を基本とし、±1名の変動を認める」とされている。

岩滑西町の世帯数47に基づく定数は4名（変動により3～5名）であり、6名当選という決定は規約上の根拠を欠くと考えるが、選挙管理委員会の見解を示されたい。

以上につき、令和8年3月31日までに文書にて回答されたい。

令和8年3月21日

住所：

氏名：

市民協働課長 XXXXXXXXXX 様

5/20

ご回答ありがとうございました。

町内会内部では、問題が解決しなかったもので市民協働課に相談をし、解決の糸口を見つけたかったのですが、「今後の対応につきましては、…ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。」では、振り出しに戻ってしまいました。そこで、令和8年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙に関し、区長および選挙管理委員会に対して提出した説明要求書への回答が得られておらず、また総会における区長の説明内容についても規約との整合性が確認できない状況です。

つきましては、住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するため、市民協働課の立会いのもと、現区長との一対一の話し合いの場を設けていただきたく、下記のとおり正式に依頼いたします。

#### 記

#### 【1】話し合いの目的

岩滑西町地区における令和8年度役員選挙について、以下の点について区長の認識を確認し、事実関係を明確にすること。

#### 【2】話し合いで確認したい事項（事前提示）

- ① 立候補者数（6名）と選挙実施判断の整合性について
- ② 「岩滑西町の事情」と説明された内容の具体的根拠について
- ③ 規約第4条（定数規定）との整合性と立候補者への意思確認について
- ④ 令和8年2月9日付掲示文書の作成経緯について
- ④ 私が提出した説明要求書に対し選挙管理委員会が回答しなかった理由について

#### 【3】市民協働課にお願いしたいこと

- ① 話し合いの場の設定（日時・場所の調整）
- ② 話し合いの内容について、議事録を作成し、後日写しを提供いただくこと  
（※議事録作成が困難な場合は、録音の許可をお願いいたします）
- ③ 区長の説明内容について、制度上の一般的な見解を最後に示していただくこと

#### 【4】依頼の趣旨

本件は、選挙規約の遵守に関わる重大な問題であり、区長の説明が文書でも総会でも十分でなかったため、住民として事実確認を行う必要があります。

市民協働課には、住民相談への助言・調整の役割があると認識しておりますので、公平な立場での立会いをお願いするものです。

以上、話し合いの場の設置についてご検討いただき、令和8年5月28日までに文書またはメールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。

XXXXXXXXXX

様

5/28

先般お答えしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市がその運営や個別案件の取扱いに直接関与する権限はございません。

したがって、「住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するための話し合い」およびそれに付随する対応（立会い、調整、記録作成等）につきましては、恐れ入りますが、貴殿において自治区へ直接お申し出のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、当課の回答としてお示しできる内容は以上となります。今後、本回答の範囲を超えない同一趣旨のお問い合わせをいただいた場合には、前回答および本回答のとおりとして、回答を差し控えさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

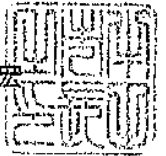
(請求者)



様

(実施機関)

半田市長 久世孝宏



半田市情報公開可否決定通知書

あなたから請求のあった情報の閲覧等につきましては、半田市情報公開条例第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 請求のあった情報

受付年月日 令和8年5月29日

情 報 令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙の期間中に発生した、岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から企画部市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書

①相談者と市民協働課の対応が分かる文書「市民相談記録表」など

②相談対応後に市民協働課内部で作成された文書「経過報告書」「決裁文書」など

③市民協働課と区長とのやりとりが分かる文書

※ 対象期間：令和8年3月24日から本日まで。

2 可否の決定内容

一部否（個人情報、公文書不存在）

3 指定期日及び場所

指定期日 \_\_\_\_\_

場 所 \_\_\_\_\_

4 否とした場合の理由

別紙のとおり

5 備考

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（情報公開可否決定通知書別紙）

| 情報公開非公開等理由書 |                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書名         | <p>令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙の期間中に発生した、岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から企画部市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書</p> <p>①相談者と市民協働課の対応が分かる文書「市民相談記録表」など</p> <p>②相談対応後に市民協働課内部で作成された文書「経過報告書」「決裁文書」など</p> <p>③市民協働課と区長とのやりとりが分かる文書</p> |
| 決定内容        | <p>上記の文書につきましては、下記の理由により</p> <p>（ 全部否・<u>一部否</u>・一時否・不存在・存否応答拒否 ）とします。</p>                                                                                                                                                        |
| 根拠条文        | <p>①. 半田市情報公開条例第6条第1項第1号に該当するため。</p> <p>②. 半田市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないため。</p> <p>3. 半田市情報公開条例第7条に該当するため。</p>                                                                                                                    |
| その理由        | <p>上記①のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び個人を識別することができる肩書は、半田市情報公開条例第6条第1項第1号の個人情報に該当するため、非公開とする。</p> <p>上記②、③は、半田市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書として作成していないため、非公開とする。</p>                                                                               |

# 電子決裁承認記録

|         |                                          |     |     |             |  |
|---------|------------------------------------------|-----|-----|-------------|--|
| 分類コード   | 001-007-001-014-66969                    |     | 起案日 | 令和 8年 4月23日 |  |
| 文書番号    | 8半市協第165号                                |     | 決裁日 | 令和 8年 4月23日 |  |
| 件名      | ホームページから（企画部市民協働課（本庁舎））への問い合わせ（町内会の選挙の件） |     |     |             |  |
| 回 議 記 録 |                                          |     |     |             |  |
| 主管課     | 企画部 市民協働課                                |     | 供 覧 |             |  |
| 区分      | 職 名                                      | 氏 名 | 職 名 | 氏 名         |  |
| 起案      | 市民協働担当 主事                                |     |     |             |  |
| 承認      | 市民協働担当 主査                                |     |     |             |  |
| 決裁      | 市民協働課 課長                                 |     |     |             |  |

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 日付  | 2026/03/22 21:32:26              |
| 差出人 | 半田市役所<no-reply@city.handa.lg.jp> |
| 宛先  | <s-kyodo@city.handa.lg.jp>       |
| CC  |                                  |
| 件名  | ホームページから（企画部市民協働課（本庁舎））への問い合わせ   |
| 添付  |                                  |

ホームページで受け付けた問い合わせです。  
 回答を必要とする問い合わせについては、原則として速やかに回答願います。  
 1週間程度で回答できない場合には、理由を付してその旨を相手方へ連絡し、以後速やかな回答に努めてください。

【送信日時】: 2026-03-22 21:32:26

【参照元URL】: <https://www.city.handa.lg.jp/shisei/kocho/1004130/1006266/1006230.htm>

<氏名>

<メールアドレス>

<お住まいの地域>

半田市

<件名>

町内会の選挙の件

<内容>

私は、半田一区における令和8年度区議会議員選挙の手続きについて、選挙管理委員会が行った一連の対応に重大な疑義を抱いています。

2月1日付の選挙公示において、岩滑西町の議員定数を「5名」と明記したところに、立候補者※が6名あった。にもかかわらず、「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」とした文書を掲示した。（2月9日）

2月22日の選挙管理委員会で岩滑西町の当選者は6名となっていた。

岩滑西町の事情を受け入れたというだけで詳しい説明はなかった。

※この場合の立候補者はいわゆる自発的な立候補ではなく、町内から推薦された者を指します。

区議会において、選挙管理委員会に納得のいく説明を求めましたが、「既に決まったこと」という立場で議題になりませんでした。

自治会内部のことで、市が介入することは、難しいかもしれませんが、今回の選挙の経緯を選挙管理委員長もしくは区長にも聞いていただき、どこに問題があったのか一緒に考えていただけないでしょうか。

<回答希望>

必要

<電話番号>

<住所>

住所2:

[REDACTED]

令和8年4月23日

様

市民協働課長

お問い合わせ「町内会の選挙の件」について

このたびはお問い合わせいただきありがとうございます。

お問い合わせのありました、半田1区における令和8年度区議会選挙に関する手続きについて、にお時間をいただき、様から伺った内容をお伝えしたうえで、本件についての対応をご相談したところ、4月26日（日）に開催される区総会にて、当該選挙に係る事情の説明をされる旨をお伺いいたしました。

誠に恐れ入りますが、お問い合わせの内容につきましては、上記の区総会にて直接、詳細をお聞きいただければ幸いに存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

（この件に関するお問い合わせ先）

企画部市民協働課

TEL 0569-84-0609

# 電子決裁承認記録

|         |                        |     |             |
|---------|------------------------|-----|-------------|
| 分類コード   | 001-007-001-014-66969  | 起案日 | 令和 8年 5月 1日 |
| 文書番号    | 8半市協第192号              | 決裁日 | 令和 8年 5月 1日 |
| 件名      | 市民協働課への問い合わせ※町内会選挙について |     |             |
| 回 議 記 録 |                        |     |             |
| 主管課     | 企画部 市民協働課              |     | 供 覧         |
| 区分      | 職 名                    | 氏 名 | 職 名 氏 名     |
| 起案      | 市民協働担当 主事              |     |             |
| 承認      | 市民協働担当 主査              |     |             |
| 決裁      | 市民協働課 課長               |     |             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 日付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2026/04/28 18:17:48                    |
| 差出人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |
| 宛先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | '半田市 市民協働課' <s-kyodo@city.handa.lg.jp> |
| CC                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                        |
| 件名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 町内会選挙の件                                |
| 添付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                        |
| <p>【メール無害化処理通知（URLマスク）】</p> <p>メール無害化による「URLマスク」が実施されたメールです。<br/> 先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。</p> <p>～～ここから、先方からのメール本文～～</p> <p>【メール無害化処理通知（HTMLのテキスト変換）】</p> <p>メール無害化による「HTMLのテキスト変換」が実施されたメールです。<br/> 先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。</p> <p>～～ここから、先方からのメール本文～～</p> <p>市民協働課長 様</p> <p>早速の対応ありがとうございます。</p> <p>市民協働課の対応について、分からないことがあるので教えてください。</p> <p>市（市民協働課）は町内会に対してどこまで助言・指導・勧告ができるのでしょうか。</p> <p>選挙公示で定員5人としながら6人当選させるという前代未聞の行為に対して市は区に対してやり直しをするように何（助言・指導・勧告）をしたのか。</p> <p>虚偽文書を掲示したことについて、市は区に対して破棄するように何（助言・指導・勧告）をしたのか。</p> <p>区長（選挙管理委員）が総会で話したことは、規約を逸脱した内容だった。</p> |                                        |

市は、区長が話す内容を事前に把握していたのか。

選挙管理委員会に「説明要求書」が提出してあった。これに回答するように  
何（助言・指導・勧告）をしたのか。

以上ご回答ください。

■■■■■

様

自治区は、当該地域の住民による自主的な地縁の組織であることから、市（市民協働課）は町内会を含め自治区の運営に直接関与することはできず、お問合せやご相談に対し助言させていただくことはございますが、指導や勧告はできないことをご理解ください。

本件につきましては、令和8年3月22日付にて様よりいただいたご意見についての区の対応を確認させていただくために、区長を始めとした区の関係者の皆様にご事情をお伺いするお時間をいただいたところです。その際、様のご意見をお伝えする中で、改めて区民の皆様に今回の経緯と課題を説明することが求められる旨を助言させていただきました。なお、経緯説明の方法や説明内容について、周知方法を指示したり内容を添削したりするなど、市が直接的な関与はしておりません。

前述のとおり、市は区に対する指導・勧告の権限を有しないため、選挙のやり直しや文書の破棄、説明対応書に対する対応の是非については自治区が判断すべきものと認識しているほか、総会にて区長が話す内容についても事前に把握しておりません。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

電子決裁承認記録

|         |                       |     |           |             |  |
|---------|-----------------------|-----|-----------|-------------|--|
| 分類コード   | 001-007-001-014-66969 |     | 起案日       | 令和 8年 5月20日 |  |
| 文書番号    | 8半市協第257号             |     | 決裁日       | 令和 8年 5月20日 |  |
| 件名      | WEBからの問い合わせ（町内会選挙の件）  |     |           |             |  |
| 回 議 記 録 |                       |     |           |             |  |
| 主管課     | 企画部 市民協働課             |     | 供 覧       |             |  |
| 区分      | 職 名                   | 氏 名 | 職 名       | 氏 名         |  |
| 起案      | 市民協働担当 主事             |     | 市民協働担当 主事 |             |  |
| 承認      | 市民協働担当 主査             |     | 市民協働担当 書記 |             |  |
| 決裁      | 市民協働課 課長              |     | 市民協働担当 書記 |             |  |

【メール無害化処理通知（マクロ除去）】

～～ここから、先方からのメール本文～～

～～ここから、先方からのメール本文～～

～～ここから、先方からのメール本文～～

ご回答ありがとうございました。

この回覧文書には、大きな問題点があります。

「規約の認識不足」を認めながら、区長は「区の円滑な運営のためには、規約を杓子定規に当てはめるより岩滑西町の長年の努力を認めることが最善と考えた。」（主旨）と発言してい

ます。（ほとんどの区民は、それで良い、異議なしと感じているようです）

しかし、実際は、岩滑西町が決めた人数と規約があわなくなったことを丁寧に説明する職務を放棄したにすぎません。岩滑西町の委員も規約違反をゴリ押しています。→なぜ事前に候補としてお願いした方に規約を説明し立候補の意思を再確認しないのか？

今までに、市民協働課がとってくださったことは、「区民の皆様に今回の経緯と課題を説明す

ることが求められる旨を助言」した。しかし、区の重大な過ちである「虚偽文書の掲示」や

「定数を超えた当選者の決定」、「説明要求書への回答」は助言を行っていないということですね。

もし私の認識が間違っているようでしたら以下の件についてご回答ください。

#### 再質問状（市民協働課）

令和 8 年 5 月 1 日付でいただいたご回答につきまして、以下の点についてなお不明確な部分

があるため、再度の説明を求めます。

##### 【1】市民協働課の「助言」の具体的内容について

ご回答では「区長をはじめ関係者に事情を伺い、経緯説明が求められる旨を助言した」とあり

ますが、以下の点について明確な説明を求めます。

- (1) 助言の具体的内容（どのような点を説明すべきと伝えたのか）
- (2) 助言を行った日時、場所、出席者
- (3) 助言内容を記録した文書の有無
- (4) 助言が適切に履行されたかどうか、市として確認したのか

##### 【2】市民協働課が把握している「事実関係」について

市は「区長から事情を伺った」と回答していますが、以下の点について事実確認が行われたか

明確にしてください。

- (1) 令和 8 年 2 月 9 日付掲示文書の内容が事実と異なる点について
- (2) 規約上、立候補者 6 名の場合は投票が必要である点について
- (3) 規約に反して 6 名当選とした判断の妥当性について
- (4) 選挙管理委員会が規約を誤認した経緯について
- (5) 6 名立候補しなければならない岩滑西町の町内事情について

これらの点について、市民協働課としてどこまで把握し、どのように評価しているのか、具体的にご回答ください。

【3】市民協働課の「関与できない範囲」と「助言義務」の境界についてご回答では「自治区は任意団体であり、市は指導・勧告できない」との説明がありましたが、以下の点について明確な説明を求めます。

- (1) 市民協働課が行う「助言」の範囲と限界
- (2) 規約違反や虚偽文書が発生した場合、市はどこまで事実確認を行うのか
- (3) 住民からの相談に対し、市が行うべき最低限の対応基準
- (4) 今回のケースにおいて、市民協働課が「助言義務」を十分に果たしたと判断する理由

【4】総会での区長説明についての市の認識

ご回答では「総会で区長が話す内容は事前に把握していない」とありますが、以下の点について説明を求めます。

- (1) 市民協働課は、総会で区長がどのような説明を行ったか把握しているか
- (2) 区長が「規約より事情が優先する」と説明したことを市は確認しているか
- (3) この説明が規約の趣旨に反することについて、市としての見解
- (4) 市民協働課として、区長の説明が適切であったと考えるか

【5】今後の対応について

今回の件は、規約違反・虚偽文書・選挙権侵害など重大な問題を含んでいます。市民協働課として、今後どのような対応を行うのか、具体的に示してください。

「市は区に対する指導・勧告の権限を有しないため、選挙のやり直しや文書の破棄、説明対応書に対する対応の是非については自治区が判断すべきものと認識している」しかし、助言はできるということなので、「虚偽文書の扱い」「規約より町内事情を優先させた選挙」について、一般論または、半田市の選挙管理委員会の常識の範囲で助言してほしい。

市民協働課ができないとなると法的手段によることになります。この地に住み続ける立場としては、できれば避けたいです。よろしくお願いします。

■■■■■

## 回 覧

令和8年4月28日

半田一区 区民各位

半 田 一 区  
区 長 渡 辺 泰 全  
前 区 長 中 島 隆

### 令和8年度半田一区役員選挙についてお詫び

日頃は、半田一区行事、行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしにつきまして令和8年度半田一区役員について、岩滑西町地区は規約による定数5人より1人多い6人（町内会長1、区議会議員4、公民館長1）となっています。

※区議会議員の定数には、町内会長、公民館長を含めることになっています。

これは、新公民館長人選の遅れがあり（岩滑西町地区より選出）、通例の定数5人（町内会長1、区議会議員4）として進めたこともあり、選挙管理委員会の規約の認識不足による判断の遅れ等が生じてしまいました。また、そういった状況を受け岩滑西町地区の運営事情を考慮し、やむを得ず判断したものであります。

このような状況になったことを、区民の皆様には、心よりお詫び申し上げます。

今般、このような事情を考慮し、定期総会において選挙規約を改定しました。今後ともよりよい区運営を目指す所存でありますので、半田一区行事、行政に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

様

先般ご回答いたしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市は自治区の運営や個別案件の取扱いについて、指導・勧告等を行う権限を有しておりません。このため、当該事案に関しても、最終的な判断および対応は自治区において行われるべきものと認識しております。

また、市が行うことのできる「助言」は、自治区等からの照会や相談に対し、制度の案内や一般的な考え方をお伝えする等にとどまるものであり、個別案件の当否を断定したり、誤りの是正を求めたりする趣旨の関与はできません。したがって、本件のような個別案件に対して市が自治区へ是正を促す助言を行うことはいたしかねることから、様のご認識のとおり、「虚偽文書の掲示」や「定数を超えた当選者の決定」、「説明要求書への回答」といった個別案件に対しての助言は行っておりません。

さらに、自治区の運営は各地域の実情や経緯に基づき自主的に行われていることから、市が特定の自治区に対し、一般論や他機関における取扱い等を根拠として運営のあり方を論評・是正する立場にもございません。

つきましては、お住まいの自治区の運営に関するご提言や、必要に応じた法的手続の可否を含む今後の対応につきましては、恐れ入りますが、様ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

電子決裁承認記録

|         |                           |     |             |
|---------|---------------------------|-----|-------------|
| 分類コード   | 001-007-001-014-66969     | 起案日 | 令和 8年 5月27日 |
| 文書番号    | 8半市協第286号                 | 決裁日 | 令和 8年 5月28日 |
| 件名      | WEBからの問い合わせ「町内会選挙の件」（再回答） |     |             |
| 回 議 記 録 |                           |     |             |
| 主管課     | 企画部 市民協働課                 |     | 供 覧         |
| 区分      | 職 名                       | 氏 名 | 職 名 氏 名     |
| 起案      | 市民協働担当 主事                 |     | 市民協働担当 主事   |
| 承認      | 市民協働担当 主査                 |     | 市民協働担当 書記   |
| 決裁      | 市民協働課 課長                  |     | 市民協働担当 書記   |

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 日付  | 2026/05/20 22:36:44                    |
| 差出人 | [REDACTED]                             |
| 宛先  | '半田市 市民協働課' <s-kyodo@city.handa.lg.jp> |
| CC  |                                        |
| 件名  | 町内会選挙の件                                |
| 添付  | 事前協議書.pdf                              |

【メール無害化処理通知（マクロ除去）】

メール無害化による「マクロ除去」が実施されたメールです。  
先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（URLマスク）】

メール無害化による「URLマスク」が実施されたメールです。  
先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（HTMLのテキスト変換）】

メール無害化による「HTMLのテキスト変換」が実施されたメールです。  
先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

市民協働課長 [REDACTED] 様

ご回答ありがとうございました。

町内会内部では、問題が解決しなかったため市民協働課に相談をし、解決の糸口を見つけたかったのですが、「今後の対応につきましては、…ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。」では、振り出しに戻ってしまいました。

そこで、令和 8 年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙に関し、区長および選挙管理委員会に対して提出した説明要求書への回答が得られておらず、また総会における区長の説明内容についても規約との整合性が確認できない状況です。

つきましては、住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するため、市民協働

課の立会いのもと、現区長との一対一の話し合いの場を設けていただきたく、下記のとおり正式に依頼いたします。

#### 記

##### 【1】話し合いの目的

岩滑西町地区における令和 8 年度役員選挙について、以下の点について区長の認識を確認し、事実関係を明確にすること。

##### 【2】話し合いで確認したい事項（事前提示）

- (1) 立候補者数（6 名）と選挙実施判断の整合性について
- (2) 「岩滑西町の事情」と説明された内容の具体的根拠について
- (3) 規約第 4 条（定数規定）との整合性と立候補者への意思確認について
- (4) 令和 8 年 2 月 9 日付掲示文書の作成経緯について
- (4) 私が提出した説明要求書に対し、選挙管理委員会が回答しなかった理由について

##### 【3】市民協働課にお願いしたいこと

- (1) 話し合いの場の設定（日時・場所の調整）
- (2) 話し合いの内容について、議事録を作成し、後日写しを提供いただくこと  
（※議事録作成が困難な場合は、録音の許可をお願いいたします）
- (3) 区長の説明内容について、制度上の一般的な見解を最後に示していただくこと

##### 【4】依頼の趣旨

本件は、選挙規約の遵守に関わる重大な問題であり、区長の説明が文書でも総会でも十分でなかったため、住民として事実確認を行う必要があります。

市民協働課には、住民相談への助言・調整の役割があると認識しておりますので、公平な立場での立会いをお願いするものです。

以上、話し合いの場の設置についてご検討いただき、令和 8 年 5 月 28 日までに文書またはメールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。



様

先般お答えしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市がその運営や個別案件の取扱いに直接関与する権限はございません。したがって、「住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するための話し合い」およびそれに付随する対応（立会い、調整、記録作成等）につきましては、恐れ入りますが、貴殿において自治区へ直接お申し出のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、当課の回答としてお示しできる内容は以上となります。今後、本回答の範囲を超えない同一趣旨のお問い合わせをいただいた場合には、前回答および本回答のとおりとして、回答を差し控えさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

不存在理由の説明要求書

令和8年6月16日

半田市長 久世 孝宏様  
(担当：企画部 市民協働課)

住所：[REDACTED]  
氏名：[REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

令和8年5月29日付で提出した情報公開請求  
「令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙期間中に発生した岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書」に対する貴課の回答において、

- ① 市民相談記録表等の相談受付記録
  - ② 市民協働課内部で作成された検討文書・経過報告書・決裁文書
  - ③ 市民協働課と区長とのやり取りを示す文書
- について、「公文書として作成していないため不存在」との回答を受けました。

しかしながら、本件は住民からの正式な相談であり、貴課は「区の皆様にご事情をお伺いする時間をいただいた」と説明しています。また、複数回にわたり文書回答を行っており、通常の行政実務に照らしても、相談受付記録や内部検討記録が一切作成されていないという回答は極めて不自然です。

つきましては、半田市情報公開条例第2条第2号の解釈および公文書管理の観点から、以下の点について文書にて説明を求めます。

記

- 【1】市民相談記録表等の相談受付記録が作成されなかった理由
  - ・住民からの正式な相談であるにもかかわらず、相談受付記録を作成しなかった理由
  - ・相談受付簿等に記録しない運用が存在するのか
  - ・担当者名、相談日時、相談内容をどのように管理したのか
- 【2】内部検討文書・経過報告書・決裁文書が作成されなかった理由
  - ・区長から事情を聴取したと説明しているが、その記録が存在しない理由
  - ・相談内容が「どこに問題があったか一緒に考えていただけないでしょうか」となっているにもかかわらず、検討文書が存在しない理由
  - ・回答文書を作成する際の内部協議・決裁手続をどのように行ったのか
  - ・内部メール、メモ、共有文書等が一切存在しないと判断した根拠
- 【3】区長とのやり取り記録が存在しない理由
  - ・区長から事情を聴取したと説明しているが、その内容を記録しなかった理由
  - ・4月27日のメールで区長に伝えていただきたいこと4点を依頼しましたが、その記録が抜け落ちている理由。
  - ・行政として、住民相談に関する事実確認を記録しない運用の有無

【4】「公文書として作成していない」と判断した法的根拠

- ・半田市情報公開条例第2条第2号の解釈
- ・職員が職務上作成・取得した文書が公文書に該当しないと判断した理由
- ・総務省通知等における「公文書」の定義との整合性

以上につき、令和8年6月23日までに文書にて回答を求めます。

本書は、行政の説明責任および公文書管理の適正性を確認するための正当な要求であり、後日の手続のため記録として提出するものです。

以上



「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

令和八年七月二十九日

半田市議会議長 澤田 勝殿

陳情者

陳情趣旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、二〇二八年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に三十五人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも五十人引き下げられることとなりました。また、小学校四年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が百人から五十人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級については、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにもゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項について陳情いたします。

陳情事項

- 一、「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元すること。

| 住所         |  | 氏名         |
|------------|--|------------|
| [Redacted] |  | [Redacted] |
| [Redacted] |  | [Redacted] |
| [Redacted] |  | [Redacted] |

愛知県半田市役所  
26.7.31  
8年議決 876号 陳-17  
交付

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも50人引き下げられることとなった。また、小学校4年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が100人から50人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級については、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

○ ○ ○ 議 会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
文部科学大臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣 宛

## 令和8年度議会運営委員会における協議事項

議員削減による条例等の見直しに加え、議会・委員会の在り方・報酬について検討します。

6月定例会において、「半田市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が行われ、議員定数が18人となりました。また、今年度は議会基本条例の検証を行い、時代に即した内容への見直し（先例集の運用を含む）を進めることとされています。加えて、議長任期1年の申合せに関する議論や議員報酬の見直しなどの提案も出されており、これらはすべて条例・規則・先例等に関連する事項です。

このことを受け、半田市議会基本条例をはじめとする関連条例案を12月定例会に上程するとともに、規則や先例等についても併せて改定したいと考えます。

課題としては、半田市議会における議員の常勤(的)化についての議論があるほか、これまでも常任委員会の正副委員長と委員との役割の偏り、細かな事項も含め、議論し決定すべき課題が山積している状況です。

一方で、現在の半田市議会が積極的に取り組んでいる活動を可視化するとともに、議員の重要な役割である当局への政策提言についても、調査研究テーマの複数化や、これまでの提言内容の検証などを通じて、さらに充実・発展させていくことが重要であると考えます。

半田市議会のこれからの役割やあるべき姿について十分に議論し、活発な議会活動が継続的に発展していくよう、様々な規定やルールを整備・決定していき、議員報酬の見直しについては、報酬審議会が開催される9月中旬には方向的結論を出したいと考えます。

※改正を検討する条例等を以下のとおり表記する。

- 【基】 半田市議会基本条例
- 【委】 半田市議会委員会条例
- 【招】 半田市議会定例会招集条例
- 【報】 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 【政】 半田市議会政務活動費の交付に関する条例
- 【会】 半田市議会会議規則
- 【先】 先例

|  |         |
|--|---------|
|  | 決定事項    |
|  | 未決定事項   |
|  | 新たな協議事項 |

## 1. 常任委員会の委員定数と所管事項について

→委員定数:3委員会、各6名

所管:市民経済部を建設産業委員会から総務委員会に移動

所管変更に伴い、「建設産業委員会」を「建設委員会」とする。(総務委員会、文教厚生委員会の名称は現状どおりとする)

⇒ 1. - 1 半田市議会委員会条例の施行日はいつか。

委員の定数(3委員会、各6名)、委員会の名称、所管事項を変更する日はいつか。

→施行日は委員の定数が変わる日とする。委員会の名称、所管事項を変更する日は、委員の定数が変わる日と同じとする。

## 2. 委員会等の活動について

①閉会中の調査(政策提言)のテーマを複数設定するか否か。【先】

②政策提言に対する当局の対応状況を検証するか否か。【基】

→検証する

③議員の業務を常勤化するか否か。(出勤時間を定めるか)【先】

④委員会の開催を定例化するか否か。(定例化: ■委員会 毎週●曜日 9:30~)【先】

⑤委員会を定例開催とした場合、要点筆記を作成する負担を減らすため、非公式会議(議員間討議)として行うか否か。【先】

→非公式会議とせず、事務局は出席

⑥充実した調査研究を行うため、委員任期を2年とするか否か。【委】

→委員任期は現状どおり1年とする

⑦閉会中の調査をどのように行うか明文化するか否か。【先】

→明文化しない

⑧閉会中の調査テーマを複数化した場合、調査のための費用弁償を増額するか否か。  
【予算対応】

→複数化する・しないに関わらず増額しない

⑨正副委員長の業務量増加により、手当を新設するか否か。【報】

常任委員会／特別委員会／広報系3委員会／その他

→正副委員長に手当を新設

・常任委員会(予算・決算委員会は除く)／特別委員会

・広報系3委員会は常任・特別委員会より額を低く設定

・議会運営委員会は否

⇒ ⑨-1 手当金額はいくらが適正か。

常任委員会(予算・決算委員会は除く)／特別委員会／広報系3委員会

## 3. 議員の働き方について

①議員は原則常駐とし、いつでも会議等が開けるようにするか否か。【基・先】

②通年会期とするか否か。【基・委・招・会】

※通年議会とした場合のメリットデメリット及び事務局当局への影響

③議員報酬を適正化するか否か。【報】

→議員報酬を増額する



③－１ 議員報酬額はいくらが適正か。

議長／副議長／議員

④政務活動を見直し、拡大、増額するか否か。【政】

政務活動費運用指針の見直し ※ICT 化への柔軟な対応

－①政務活動費の使途基準の見直し

－②政務活動費の額の見直し

→政務活動費運用指針の使途基準を見直す。政務活動費の額は現状のまま



④－１ 政務活動費運用指針の何をどう見直すか。

現指針の課題の洗い出し

４．議長、副議長の任期について

①議長、副議長の任期をそれぞれ何年とするか。（現状は議長副議長１年）【先】

→現状どおり。議長副議長の任期は１年とする

②議長、副議長の基本拘束時間を明文化するか否か。【先】

→現状どおり。明文化しない。

５．議会選出監査委員の是非について

６．議会基本条例の検証について

①現状把握と今後の方針を確認する。【基】

②必要に応じて条例改正する。前述の２から４の協議結果も反映させる。【基】

令和8年度議会運営委員会における協議事項 抜粋  
【委員長案】

2. 委員会等の活動について

①閉会中の調査（政策提言）のテーマを複数設定するか否か。【先】

➡（案）テーマを一つと明記しない。

委員会の開催が増えるので、テーマの内容にもよるが、複数のテーマに取り組むことが出来る。

③議員の業務を常勤化するか否か。（出勤時間を定めるか）【先】

④委員会の開催を定例化するか否か。（定例化：■委員会 毎週●曜日 9:30～）【先】

➡（案）議員の業務、委員会の開催を常勤化や定例化としない。

あらかじめ数か月先までの活動予定を共有し、「随時対応できる状態」にする。

委員会の日程は、概ね3か月のスパン（定例会単位）で、事前のシフト制により調整・確定する。

※開催日を事前周知するが、協議事項等が無ければ開催しないことも可とする

※“毎週○曜日○時開催”と定例化とせず、週に何日、月に何日程度の開催ペースを決めて、委員任期当初にスケジュール（1年か半年か3ヶ月か）を周知する。

【現状の開催状況】令和7年

| 3 常任委員会      | 年間開催日数      | 年間平均日数 |
|--------------|-------------|--------|
| 総務／文教厚生／建設産業 | 21日／21日／19日 | 20.3日  |

例)

| 項番 | 開催ペース | 年間開催回数 |
|----|-------|--------|
| 1  | 週に1日  | 年48回   |
| 2  | 週に2日  | 年96回   |
| 3  | 月に2日  | 年24回   |
| 4  | 月に3日  | 年36回   |
| 5  | 月に4日  | 年48回   |

3. 議員の働き方について

①議員は原則常駐とし、いつでも会議等が開けるようにするか否か。【基・先】

➡（案）常駐を原則としない。スケジュールを前もって作って委員会の開催を増やす。

②通年会期とするか否か。【基・委・招・会】

※通年議会とした場合のメリットデメリット及び事務局当局への影響

➡（案）通年会期としない。

## 資料4-2

## 半田市議会の活動状況

(R8年7月調べ)

## ① 議会開催回数・会期延日数・開催日数

| 区 分 | R4年 |       |      | R5年 |       |      | R6年 |       |      | R7年 |       |      |
|-----|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|
|     | 回数  | 会期延日数 | 開催日数 | 回数  | 会期延日数 | 開催日数 | 回数  | 会期延日数 | 開催日数 | 回数  | 会期延日数 | 開催日数 |
| 定例会 | 4   | 85    | 18   | 4   | 89    | 20   | 4   | 87    | 19   | 4   | 92    | 17   |
| 臨時会 | 6   | 7     | 7    | 3   | 4     | 4    | 4   | 5     | 5    | 3   | 5     | 5    |
| 計   | 10  | 92    | 25   | 7   | 93    | 24   | 8   | 92    | 24   | 7   | 97    | 22   |

## ② 常任委員会開催状況・審査件数 (R7年)

全国平均(R6年1常任あたり)

| 区 分  | 定数 | 日 数 |     | 審査件数 |    |    |
|------|----|-----|-----|------|----|----|
|      |    | 延べ  | 閉会中 | 議案   | 請願 | 陳情 |
| 総 務  | 8  | 21  | 7   | 25   | 0  | 4  |
| 文教厚生 | 7  | 21  | 7   | 24   | 0  | 9  |
| 建設産業 | 7  | 19  | 5   | 29   | 0  | 1  |
| 計    | 22 | 61  | 19  | 78   | 0  | 14 |

| 日 数 |     |
|-----|-----|
| 延べ  | 閉会中 |
| 9.7 | 1.8 |

※回数及び日数における「閉会中」とは、本会議閉会中に開催されたものの数値。

※日数…行政視察を含む延べ実施日数。

※審査件数は、本会議において委員会に（分割毎に）付託された延件数。

## ③ 議会運営委員会開催状況 (R7年)

全国平均(R6年)

| 区 分     | 定数 | 人員 | 日 数 |     |
|---------|----|----|-----|-----|
|         |    |    | 延べ  | 閉会中 |
| 議会運営委員会 | 9  | 8  | 35  | 19  |

| 日 数  |     |
|------|-----|
| 延べ   | 閉会中 |
| 20.4 | 7.7 |

※回数及び日数における「閉会中」とは、本会議閉会中に開催されたものの数値。

※日数…行政視察を含む延べ実施日数。

## ④ 特別委員会開催状況 (R7年)

全国平均(R6年)

| 区 分               | 人員 | 日 数 |     |
|-------------------|----|-----|-----|
|                   |    | 延べ  | 閉会中 |
| 被災者支援体制の強化        | 10 | 6   | 2   |
| ボールパーク構想調査        | 9  | 5   | 2   |
| 歴史・文化を活用したまちづくり調査 | 10 | 5   | 4   |
| 公共空間の有効活用調査       | 9  | 5   | 4   |
| 計                 | 38 | 21  | 12  |

| 日 数 |     |
|-----|-----|
| 延べ  | 閉会中 |
| 5.1 | 1.7 |

※回数及び日数における「閉会中」とは、本会議閉会中に開催されたものの数値。

※日数…行政視察を含む延べ実施日数。

⑤ 各種委員会等開催状況 (R7年)

| 区 分        | 人員 | 日 数 |     |
|------------|----|-----|-----|
|            |    | 延べ  | 閉会中 |
| 全員協議会      | 22 | 16  | 10  |
| 政治倫理審査会    | 8  | 0   | 0   |
| 委員長連絡会議    | 6  | 2   | 2   |
| 各派代表者会議    | 4  | 0   | 0   |
| 議会広報誌編集委員会 | 6  | 16  | 8   |
| 議会PR委員会    | 7  | 10  | 8   |
| 議会ICT推進委員会 | 6  | 12  | 10  |
| 議員全体会議     | 22 | 0   | 0   |
| 議員総会       | 22 | 6   | 4   |

※日数における「閉会中」とは、本会議閉会中に開催されたものの数値。

⑥ 議員の議会活動状況

| 区 分                 |      | R4年 |    | R5年 |    | R6年 |    | R7年 |    | 4年間の平均 |      |
|---------------------|------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|--------|------|
|                     |      | 回数  | 日数 | 回数  | 日数 | 回数  | 日数 | 回数  | 日数 | 回数     | 日数   |
| 本会議                 | 定例会  | 4   | 18 | 4   | 20 | 4   | 19 | 4   | 17 | 4.0    | 18.5 |
|                     | 臨時会  | 6   | 7  | 3   | 4  | 4   | 5  | 3   | 5  | 4.0    | 5.3  |
| 常任委員会               | 総務   | 32  |    | 24  |    | 26  |    | 21  |    | 25.8   |      |
|                     | 文教厚生 | 32  |    | 21  |    | 26  |    | 21  |    | 25.0   |      |
|                     | 建設産業 | 27  |    | 24  |    | 30  |    | 19  |    | 25.0   |      |
| 議会運営委員会             |      | 37  |    | 37  |    | 35  |    | 35  |    | 36.0   |      |
| 特別委員会               |      | 18  |    | 12  |    | 18  |    | 21  |    | 17.3   |      |
| 議会事業評価<br>分科会       | 総務   | 4   |    | 1   |    | 2   |    | 3   |    | 2.5    |      |
|                     | 文教厚生 | 2   |    | 4   |    | 2   |    | 3   |    | 2.8    |      |
|                     | 建設産業 | 1   |    | 1   |    | 2   |    | 4   |    | 2.0    |      |
| 全員協議会               |      | 14  |    | 10  |    | 15  |    | 16  |    | 13.8   |      |
| 政治倫理審査会             |      | 4   |    | 0   |    | 0   |    | 0   |    | 1.0    |      |
| 議員全体会議              |      | 0   |    | 0   |    | 0   |    | 0   |    | 0.0    |      |
| 議員総会                |      | 6   |    | 7   |    | 5   |    | 6   |    | 6.0    |      |
| その他説明会等会議           |      | 1   |    | 1   |    | 1   |    | 1   |    | 1.0    |      |
| 委員長連絡会議             |      | 1   |    | 1   |    | 2   |    | 2   |    | 1.5    |      |
| 各派代表者会議             |      | 0   |    | 0   |    | 0   |    | 0   |    | 0.0    |      |
| 議会広報誌編集委員会          |      |     |    |     |    | 0   |    | 16  |    | 8.0    |      |
| 議会PR委員会             |      |     |    |     |    | 0   |    | 10  |    | 5.0    |      |
| 議会ICT推進委員会          |      |     |    |     |    | 0   |    | 12  |    | 6.0    |      |
| 広報委員会<br>(R5年度廃止)   |      | 14  |    | 17  |    |     |    |     |    | 15.5   |      |
| 広聴委員会<br>(R5年度廃止)   |      | 10  |    | 3   |    |     |    |     |    | 6.5    |      |
| 交流企画委員会<br>(R5年度廃止) |      | 6   |    | 8   |    |     |    |     |    | 7.0    |      |

※ 各年の実績は、1月1日～12月31日の期間で積算。

※ 日数…本会議は延べ開議（実施）日数をいう。

※ 特別委員会設置数は、該当年に設置されていた数。

「半田市職員旅費のてびき」改定（令和8年4月）に伴う  
費用弁償、政務活動費への影響について

### 1. 今回の改定の全体像（抜粋）

| 項目           | 変更前                                                   | 変更後（令和8年4月～）                               |
|--------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 鉄道賃          | 勤務公署最寄駅を起点<br>県外は主要駅まで                                | 出発地の最寄駅から目的地の最寄駅まで。<br>出発地を自宅最寄駅等とすることも可。  |
| 急行・特急料金の支給要件 | 急行料金：<br>急行乗車区間が片道50km以上<br>特急料金：<br>特急乗車区間が片道100km以上 | 急行料金（特急料金を含む）：<br>出発地から目的地までが片道50km以上      |
| 航空賃          | 旅客施設使用料は、旅費雑費に含まれる                                    | 空港施設使用料は航空賃として実費を支給                        |
| 宿泊費          | 定額：特別職13,000円<br>職員12,000円                            | 上限付き実費＋宿泊手当<br>※金額の上限は都道府県ごとに設定            |
| 宿泊手当         | なし                                                    | 1夜：2,400円<br>朝食または夕食込み：1,600円<br>朝夕込み：800円 |
| 旅費雑費         | 特別職 1日2,500円<br>職員 1日2,000円                           | なし                                         |
| バス・タクシーの利用   | 明記なし                                                  | バス・タクシー等の実費（タクシーは条件付き）                     |
| 包括宿泊費        | 明記なし                                                  | 新幹線＋宿泊等のセット料金も支給可能                         |
| 支払方法         | 明記なし                                                  | 旅行会社・宿泊施設等へ市から直接支払うことも可能                   |

### 2. 変更内容の詳細

#### （1）鉄道費の始点と終点の考え方

|       | 変更前                                | 変更後（令和8年4月～）                                                                                         |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 始点と終点 | 始点：勤務公署の最寄駅<br>終点：旅行先の主要駅（県外出張の場合） | 始点：出発地の最寄駅<br>終点：目的地の最寄駅<br>旅行の起点は勤務公署の最寄駅が基本。<br>ただし、自宅の最寄駅等とすることも可。その場合の旅費は勤務公署の最寄駅と比較して安い方の金額を支給。 |

- ・「自宅～出張地」と「勤務公署～出張地」の運賃を比較して、安い方の額を支給する。
- ・「出張地」が自宅と勤務公署の中間にある場合には支給しない。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 自宅 ～ 出張地<br>∨<br>勤務公署～出張地     |  |
| 自宅 ～ 出張地<br>∧<br>勤務公署～出張地     |  |
| 「出張地」が自宅と<br>勤務公署の中間に<br>ある場合 |  |

## (2) 急行・特急料金の支給要件

判定の基準となる距離の取り方が、「急行・特急に何km乗るか」から「出発地から目的地まで何kmあるか」に変更となった。

|         | 変更前                                 | 変更後(令和8年4月～)           |
|---------|-------------------------------------|------------------------|
| 距離を測る区間 | 急行・特急列車の乗車区間                        | 出発地から目的地までの旅行区間        |
| 急行料金    | 急行列車の運行する路線を片道50km以上旅行するとき          | 出発地から目的地までが片道50km以上の場合 |
| 特急料金    | 特急列車(新幹線を含む)の運行する路線を片道100km以上旅行するとき |                        |

## 〔距離の測り方〕

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 変更前 | <b>急行・特急の「乗車区間」の距離で判断</b><br> |
| 変更後 | <b>「出発地～目的地」の距離で判断</b><br>    |

### (3) タクシーの利用について

概ね2 km以上、かつ、ア～エのいずれかに該当する場合、実費を支給する。

ア. 公共交通機関が運行時間外である、もしくは事故等により運行停止となっている、または運行路線がないとき。

イ. 公共交通機関を利用することがタクシーを利用することと比較して2倍近くの時間を要するとき。

ウ. 複数の旅行者によるもので、タクシーを相乗りする方法が公共交通機関よりも安価であると判断できるとき。

エ. その他公務の円滑な遂行のために特に必要と認められるとき。

### 3. 政務活動費運用指針の改正について

タクシーの利用について、職員旅費の手引きに明記されたため、政務活動費におけるタクシー利用の運用を以下のとおり改正する。

#### 〔改正前〕

公共交通機関による移動を原則とするが、公共交通機関の使用が困難である場合（目的地が最寄駅・最寄のバス停から遠方（概ね1 km以上）であるなど）や、タクシー使用が効率的である場合（公共交通機関の本数が極端に少ないなど）には認める。

#### 〔改正後〕

職員の旅費支給に準拠し支給する。

別表1 【国家公務員等の旅費支給規程 別表第二】

| 出張場所                                                     | 宿泊費基準額（一夜につき） |          |
|----------------------------------------------------------|---------------|----------|
|                                                          | 特別職           | 一般職      |
| 福島県、鳥取県、山口県                                              | 11,000 円      | 8,000 円  |
| 岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県                                      | 13,000 円      | 9,000 円  |
| 宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県                          | 14,000 円      | 10,000 円 |
| 青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県 | 15,000 円      | 11,000 円 |
| 山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県                                         | 17,000 円      | 12,000 円 |
| 北海道、岐阜県、大阪府、広島県                                          | 18,000 円      | 13,000 円 |
| 熊本県                                                      | 20,000 円      | 14,000 円 |
| 香川県                                                      | 21,000 円      | 15,000 円 |
| 神奈川県、新潟県                                                 | 22,000 円      | 16,000 円 |
| 千葉県                                                      | 24,000 円      | 17,000 円 |
| 福岡県                                                      | 25,000 円      | 18,000 円 |
| 埼玉県、東京都、京都府                                              | 27,000 円      | 19,000 円 |